

契約締結前交付書面 (契約概要・注意喚起情報)

兼

コンセプトパンフレット

この商品がお客さまのご意向に沿っているかをご確認ください

指定通貨

円

米ドル

払込方法

平準払

一時払

保険期間

有期

終身

健康状態の告知

必要

不要

為替リスク あり

金利変動リスク(市場価格調整) あり

- この保険は、**為替レート**、**解約時の市場金利の変動**やお客さまにご負担いただく諸費用により、**損失が生じるおそれがあります。**
- 「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を契約概要、注意喚起情報として記載しています。ご契約前に内容を十分にご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- また、お申込み時に**リスクを説明する動画**をご視聴いただきますので、ご了承ください。

外貨の金利を活かし、米ドル建てで
 ご加入当初から充実の死亡保障を
 一生涯ご準備いただける商品です

外貨建 明治安田の

一時払 終身保険

5年ごと配当付利率変動型一時払終身保険(指定通貨建)

健康告知あり

外貨建 明治安田の 一時払 終身保険 で

もしものときのために備えておくと安心です

「外貨建・明治安田の一時払終身保険」は、もしものときに備えられる終身保険です。
大切なご家族のために、いまから準備をはじめませんか。

一時期にまとまってかかる費用の例

お子さまの教育資金など



すべて公立 すべて私立
約1,060万円^(注1) 約2,695万円^(注1)

出典①

葬儀費用やお墓の建立費用



葬儀費用 約118万円
お墓の建立費用 約169万円

出典② 出典③

緊急予備資金(当面の生活費など)



平均
約441万円

出典④

また、もしものときに備えながら、いざというときにはご自身でつかうこともできます。
将来のご自身のニーズにあわせてご活用ください。

(注1) 高校、大学等の無償化については考慮していません。

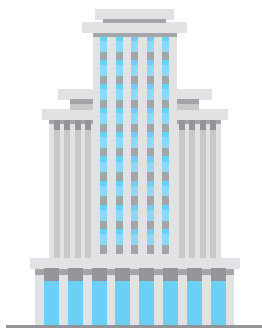
明治安田は一生涯にわたる長期の保障を通じて
お客さまに安心をお届けします

お客さまに安心をお届けするために当社が重視していること

1 「長期的」な 保障準備をサポート ✨

終身保険は長きにわたる商品。

お客さまからお預かりした一時払保険料を
「長期運用のプロ集団」が「長期的・安定的」
に運用し、一生涯にわたる死亡保障のご準備
をサポートします。



2 「専属の担当者」による アフターフォロー ✨

お客さま専属の担当者であるMYリンク
コーディネーターが寄り添い、ご要望にあわ
せてアフターフォローをご提供します。



「Shoulder to Shoulder」に込めた私たちの想い

お客さまとの絆を紡ぎ、お客さまの豊かな人生や生活の質
の向上を実現するためにいつもお客さまを想い、同じ方向
をむいて、そっと寄り添い続けます

詳しくは P.17・18



「のこす」ニーズにお応えします

のこす

万一のときに
ご家族に
のこしたい

- 1 米ドル建てで充実の死亡保障を
ご準備いただくことができます
- 2 「のこす」ために役立つ
生命保険ならではの特徴があります

詳しくは P.5・6

詳しくは P.7・8

「ご家族にのこす」ニーズにかえて、
「ご自身でつかう」こともできます

ふやす

資産をふやして
受け取りたい

解約返戻金として
お受け取りいただく
こともできます

詳しくは P.9・10

ご参考 ▶ 米ドル建てで死亡保障を準備するとこんな良いことがあります！

ポイント 1

円貨建商品に比べ、高い予定利率で運用できるため、
大きな保障をご準備いただけます

ポイント 2

円貨だけでなく外貨でも準備することで、
リスク分散ができます

のこす

1 ご契約当初から 充実の死亡保障を ご準備いただく ことができます

ご契約時の米ドル建ての死亡保険金率(注1)
ご契約例:60歳男性

10年プラン

☞ 予定利率 4.00%の場合

138.7%

30年プラン

☞ 予定利率 4.00%の場合

221.2%

(注1) ☞ 基本保険金額 に対する死亡保険金の割合
を小数第2位を切り捨てて表示しています。

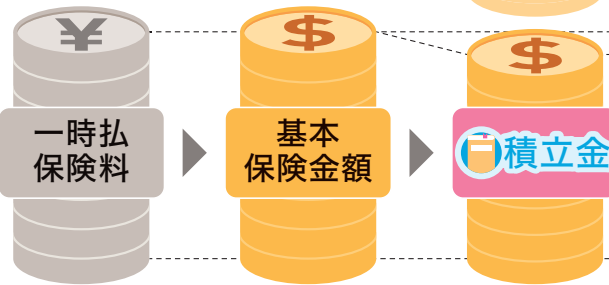
☞ 予定利率計算基準日 までの期間は
10年プラン・30年プラン から
おえらびいただけます

プラン選択にあたって 詳しくは P.13・14

⚠ ※市場金利情勢等によっては、
お取扱いが変更となる場合があります。

<イメージ図>

健康状態に関する
告知が必要です



契約初期費用を
控除します

詳しくは P.30

☞ 予定利率計算基準日に、
保障のさらなる増加が
期待できます

詳しくは P.5・6

2 さらに、「のこす」ために 役立つ生命保険ならではの 特徴があります

詳しくは P.7・8

ふやす

死亡保障にかえて、解約返戻金として
お受け取りいただくこともできます

詳しくは P.9・10

- 上記の数値等は、ご契約例におけるものであり、実際のご契約内容に応じて予定利率や死亡保険金率等は異なります
(上記より小さくなることもあります)。個別のプランについてはご提案書でご確認ください。
- 死亡保険金を円でお受け取りの際に為替リスクにより損失が生じるおそれがあります。

この保険のリスク・
諸費用について
ご確認ください

死亡保険金をお受け取りの際に
為替リスク があります

詳しくは P.15

解約返戻金をお受け取りの際に
為替リスク・**金利変動リスク** があります

詳しくは P.15・16

お客さまにご負担いただく
諸費用 があります

詳しくは P.30



米ドル建てで充実の死亡保障を ご準備いただくことができます

死亡保険金

被保険者が死亡したとき、
お受け取りいただけます

受取人 死亡保険金受取人

詳しくは P.22



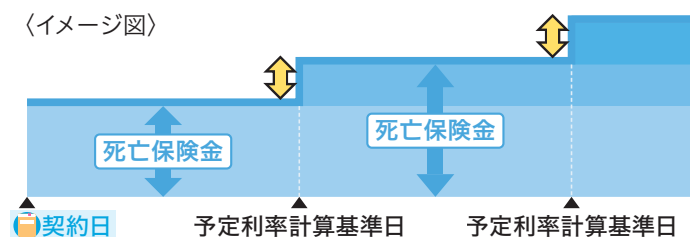
ポイント 1 ご契約当初から、**充実の死亡保障** を、 米ドル建てでご準備いただけます

- 保障抑制期間は設けず、ご契約日の時点から **基本保険金額** より大きな死亡保障を米ドル建てでご準備いただけます。
- 解約返戻金に市場価格調整を適用することにより、**予定利率** を高く設定することができるため、充実の死亡保障を米ドル建てでご準備いただけます。

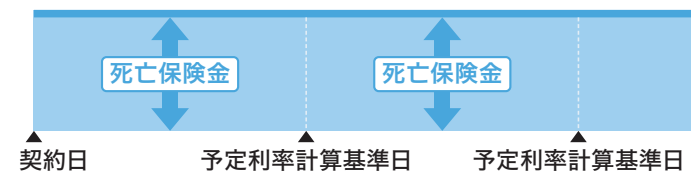
ポイント 2 予定利率更新により、さらに 死亡保障が **ふえる期待** があります

- **予定利率計算基準日** に更新される予定利率が、最低保証予定利率(0.25%)を上回った場合、死亡保険金は増加します。一度増加した死亡保険金が減少することはありません。
- 最低保証予定利率(0.25%)で推移した場合、死亡保険金は増加しません。

〈イメージ図〉



〈イメージ図〉



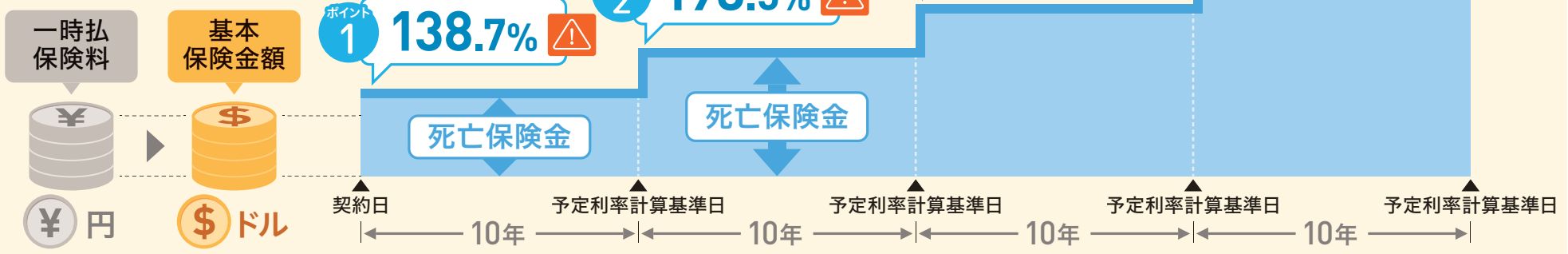
! この保険は、為替レート、解約時の市場金利の変動やお客さまにご負担いただく諸費用により、損失が生じるおそれがあります。

詳しくは P.29・30

10年プランの場合

【ご契約例】 60歳男性、予定利率4.00%でご契約、
 その後も同じ予定利率で更新された場合の米ドル建ての死亡保険金率(注1)(注2)

〈イメージ図〉



30年プランの場合

【ご契約例】 60歳男性、予定利率4.00%でご契約、
 その後も同じ予定利率で更新された場合の米ドル建ての死亡保険金率(注1)(注2)

〈イメージ図〉



- 上記の契約日時点の死亡保険金率等は、ご契約例におけるものであり、実際のご契約内容に応じて異なります(上記より小さくなることもあります)。個別のプランについてはご提案書でご確認ください。
- 上記の予定利率計算基準日における死亡保険金率は、ご契約例におけるご契約時の予定利率が継続した場合のものであり、実際に予定利率計算基準日ごとに当社が設定する予定利率に応じて異なります(上記より小さくなることもあります)。

(注1) 契約日または予定利率計算基準日時点の基本保険金額に対する死亡保険金の割合を小数第2位を切り捨てて表示しています。

(注2) 死亡した日における返戻金額によっては、記載の死亡保険金率を上回ることがあります。詳しくはP.22をご確認ください。

のこす

「のこす」ために役立つ 生命保険ならではの特徴があります

死亡保険金は民法上の相続財産ではなく、保険金受取人の固有の財産です

万一のときに、
大切なご家族に資産を
のこすことができます

ご契約いただく際に「死亡保険金受取人」をご指定いただくため、将来誰が受け取るかを、ご自身の意思で決めておくことが可能です^(注1)。また、ご指定いただいた受取人が、相続放棄をしても受け取ることができます^(注2)。

(注1) 死亡保険金受取人には、ご指定いただける続柄の範囲があります。

(注2) 相続を放棄した場合は相続人としての扱いは受けられないため、生命保険金の非課税限度額の適用を受けることはできません。



相続発生後速やかに
現金化できます

死亡保険金は、原則として遺産分割協議の対象とならない^(注3)ことから、死亡保険金受取人によるお手続きで、速やかにお受け取りいただけます。お受け取りいただいた死亡保険金は、当面の生活費や納税資金に活用することが可能です。

(注3) 相続人の間に著しい不公平が生じる場合には、本来の相続財産に生命保険金を加えたうえで、遺産分割協議を要する可能性があります。

※死亡保険金は相続税法ではみなし相続財産となり、相続税の課税対象となります。

⚠ 税務の取扱いについては、2026年1月現在の税制に基づくものであり、今後変更となる場合があります。個別の取扱いについては、所轄の税務署や税理士等にご確認ください。

生命保険の死亡保険金には、相続税の非課税限度額があります

死亡保険金を受け取る場合、以下で計算した金額まで相続税が非課税になります。

相続税法 第12条 **500万円 × 法定相続人の数 = 相続税の非課税限度額**


※ただし、契約者と被保険者が同一で死亡保険金の受取人が相続人の場合

例 法定相続人が3人(配偶者と子2人)の場合

500万円 × 3人 = 1,500万円

相続税の非課税限度額


死亡保険金を円で受け取った場合のお受取金額



133,333 米ドル

→


約2,000 万円 (Japanese Yen)



約2,000 万円

-

非課税限度額




1,500 万円

=

課税対象



約500万円

当社所定の  支払用為替レート(ドル→円) (注1): 1米ドル=150円の場合

(注1) 支払用為替レート(ドル→円)は、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり 定款・約款」では、「円への換算における当社所定の為替レート」と表記しています。

あなたの想いを、未来へ届ける。


エピローグ・レター 大切なご家族に、お客さまの“想い”をお届けするサービスがあります **ご登録 無料**

ご契約者から死亡保険金受取人さまへのメッセージを明治安田が預かりし、もしものときに死亡保険金受取人さまへお届けします

「エピローグ・レター」とは、物語の最後に伝えきれなかったメッセージを込めるように、人生のラストに大切な人への想いを届けることができる手紙です

※本サービスは、死亡保険金があり、ご契約者と被保険者が同一人、かつ申込時点でご契約者が成人である個人契約が対象です。

「エピローグ・レター」
イメージ動画



ふやす

死亡保障にかえて、解約返戻金として お受け取りいただくこともできます

ポイント

1

最初の予定利率計算基準日の直前1ヵ月間の資産が、

契約日に確定 します

- 解約返戻金は **積立金** を基準に市場価格調整を適用して算出されるため、市場金利の情勢に応じて増減します。
- **予定利率計算基準日** の直前1ヵ月間は市場価格調整が適用されないため、解約返戻金額は積立金と同額となります。

ポイント

2

予定利率更新により、米ドル建ての解約返戻金の

増加が期待 できます

- 積立金算出の基準となる **予定利率** は、予定利率計算基準日に更新され、その予定利率に応じて積立金は着実に増加します。



解約をした場合、ご契約は消滅し、死亡保険金をお受け取りいただくことはできません。



! この保険は、為替レート、解約時の市場金利の変動やお客さまにご負担いただく諸費用により、損失が生じるおそれがあります。

詳しくは P.29・30

10年プランの場合

【ご契約例】60歳男性、予定利率4.00%でご契約、
その後も同じ予定利率で更新された場合の米ドル建ての解約返戻率(注1)

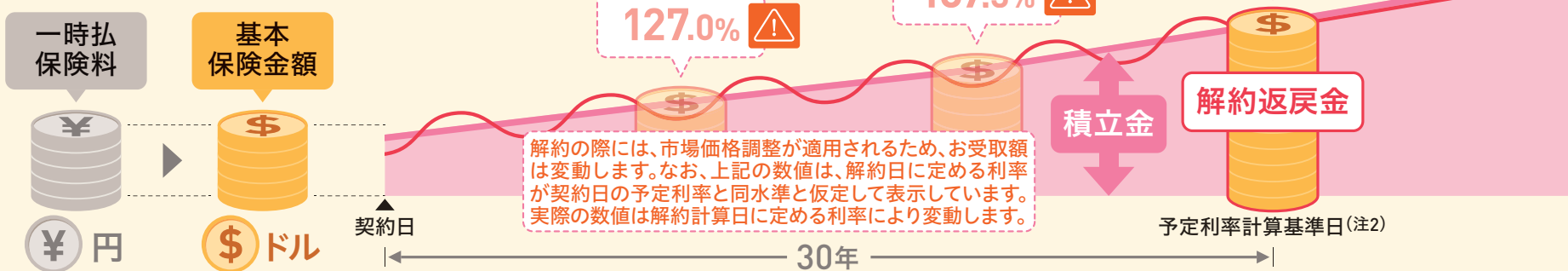
〈イメージ図〉



30年プランの場合

【ご契約例】60歳男性、予定利率4.00%で
ご契約した場合の米ドル建ての解約返戻率(注1)

〈イメージ図〉



- 上記のご契約の直後に到来する予定利率計算基準日までの解約返戻率等は、ご契約例におけるものであり、実際のご契約内容に応じて異なります(上記より小さくなることもあります)。個別のプランについてはご提案書でご確認ください。
- 上記の2回目以降の予定利率計算基準日における解約返戻率は、ご契約例におけるご契約時の予定利率が継続した場合のものであり、実際に予定利率計算基準日ごとに当社が設定する予定利率に応じて異なります(上記より小さくなることもあります)。

(注1) 予定利率計算基準日の前日時点の基本保険金額に対する解約返戻金額の割合を小数第2位を切り捨てて表示しています。

(注2) 最後の予定利率計算基準日以降は市場価格調整は行ないません。従って、解約返戻金額は積立金と同額になります。

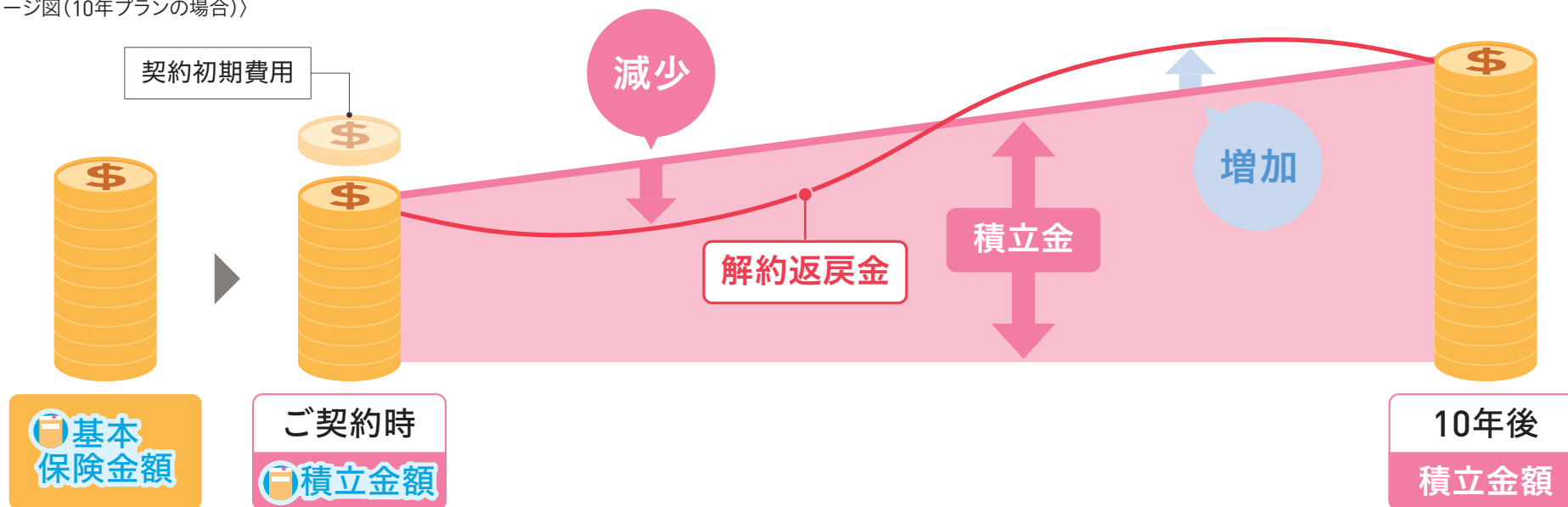
ふやす

解約返戻金をお受け取りいただく際の 市場価格調整についてご確認ください

解約返戻金は、市場価格調整により増減します

市場価格調整とは、市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を解約返戻金額に反映させる手法をいいます。
このため、解約する際の**市場金利に応じて、解約返戻金が増減**します。

〈イメージ図(10年プランの場合)〉



金利変動リスク について、詳しくは P.16

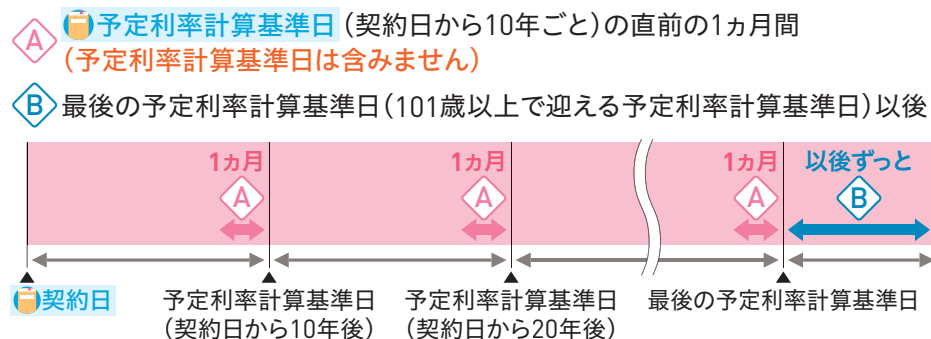
! この保険は、為替レート、解約時の市場金利の変動やお客さまにご負担いただく諸費用により、損失が生じるおそれがあります。

詳しくは P.29・30

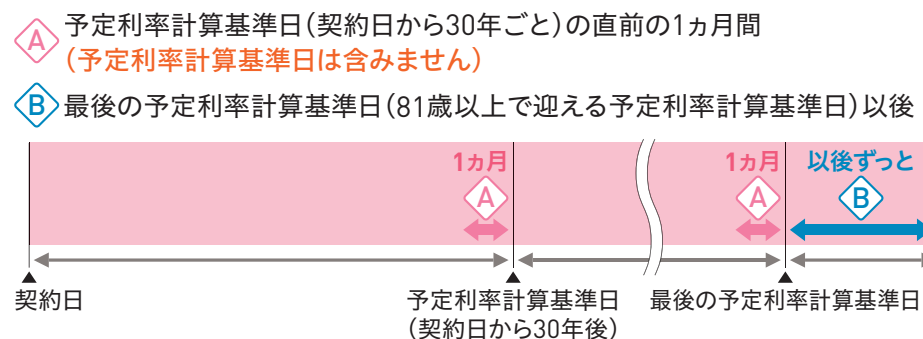
市場価格調整には非適用期間があるため、お受取額が確定するタイミングがあります

以下の **A** および **B** の期間は市場価格調整が適用されないため、解約返戻金は積立金と同額となります。

10年プランの場合



30年プランの場合



「外貨建・明治安田の一時払終身保険」のほかにも、まとまった資産を「ふやす」ニーズにお応えする外貨建保険をご案内しています。ご案内をご希望の場合は、当社の担当者などにお問い合わせください。

外貨建 明治安田の 一時払養老保険



「7年・10年・15年」、いずれかの保険期間をえらんで、満期までご継続いただくことで、魅力的なお受取額を実現した米ドル建ての一時払養老保険です。

※市場金利情勢等によっては、お取扱いが変更となる場合があります。

10年プラン・30年プランの違いについて

さまざまなニーズにお応えできるよう、📅**予定利率計算基準日**までの期間を2タイプ設けています。
タイプごとの主な違いは以下のとおりです。

	主な特徴	
主な特徴	10年プラン	10年ごとの予定利率更新時にお受取額のさらなる増加が期待できます 詳しくは P.14
	30年プラン	加入時からより充実した死亡保障をご準備いただくことができます 詳しくは P.14

	予定利率計算基準日	
📅 予定利率 更新のタイミング	10年プラン	📅 契約日 から10年ごとの年単位の契約応当日
	30年プラン	契約日から30年ごとの年単位の契約応当日

	被保険者	ご契約者
ご契約年齢	10年プラン	0歳～満90歳
	30年プラン	0歳～満80歳

ご参考

「のこす」場合と「ふやす」場合の米ドル建てのお受取率の推移について

【ご契約例】60歳男性 ご契約時の予定利率:10年プラン 4.00%、30年プラン 4.00%

◆死亡保険金率(注1)

(注1) 契約日または予定利率計算基準日から直後に到来する予定利率計算基準日までの基本保険金額に対する死亡保険金の割合を小数第2位を切り捨てて表示しています。

		ご契約時から 10年後まで	10年後から 20年後まで	20年後から 30年後まで	30年後から 40年後まで(注2)
10年 プラン	ご契約時と同じ予定利率で推移した場合	138.7%	193.5%	252.3%	297.4%
	10年後の予定利率計算基準日に1.0%予定利率が上昇し、それが継続した場合	138.7%	210.7%	293.9%	360.8%
	10年後の予定利率計算基準日に最低保証予定利率(0.25%)となり、それが継続した場合	138.7%	138.7%	138.7%	138.7%
30年 プラン	ご契約時と同じ予定利率で推移した場合		221.2%		262.4%
	30年後の予定利率計算基準日に1.0%予定利率が上昇し、それが継続した場合		221.2%		273.6%
	30年後の予定利率計算基準日に最低保証予定利率(0.25%)となり、それが継続した場合		221.2%		221.2%

(注2) 【ご契約例】の場合、30年プランは直後に到来する予定利率計算基準日がないため、30年後以降の死亡保険金率は変動いたしません。

◆解約返戻率(注3)

(注3) 契約応当日前日時点の、基本保険金額に対する解約返戻金額の割合を小数第2位を切り捨てて表示しています。

		10年後	20年後	30年後	40年後
10年 プラン	ご契約時と同じ予定利率で推移した場合	137.3%	192.4%	251.6%	297.0%
	10年後の予定利率計算基準日に1.0%予定利率が上昇し、それが継続した場合	137.3%	209.6%	293.0%	360.3%
	10年後の予定利率計算基準日に最低保証予定利率(0.25%)となり、それが継続した場合	137.3%	137.9%	138.3%	138.5%
30年 プラン	ご契約時と同じ予定利率で推移した場合	(127.0%)	(167.3%)	220.5%	(237.6%)
	30年後の予定利率計算基準日に1.0%予定利率が上昇し、それが継続した場合	(127.0%)	(167.3%)	220.5%	(242.7%)
	30年後の予定利率計算基準日に最低保証予定利率(0.25%)となり、それが継続した場合	(127.0%)	(167.3%)	220.5%	(217.4%)

※ ()内の数字は、解約日に定める利率が契約日または解約直前の予定利率計算基準日に定める予定利率と同水準と仮定して、解約返戻率を表示しています。

- 上記の数値等は、ご契約例におけるものであり、実際のご契約内容に応じて予定利率や死亡保険金率・解約返戻率等は異なります(上記より小さくなることもあります)。個別のプランについてはご提案書でご確認ください。
- 死亡保険金・解約返戻金を円でお受取りの際に為替リスクにより損失が生じるおそれがあります。



のこす

ふやす

この保険には「為替リスク」と「金利変動リスク」があります

為替リスク

対象

死亡保険金

解約返戻金

リスクを負う方

ご契約者または死亡保険金受取人

動画でチェック!



為替リスクについて
ご確認ください

保険金・解約返戻金等を円でお受け取りいただく場合の **入金用為替レート(ドル→円)** は日々変動します。そのため、ご契約時よりも円安になった場合、円でのお受取額はご契約時の支払用為替レート(ドル→円)で円換算した保険金額等より増加します。一方、ご契約時よりも円高になった場合、円でのお受取額はご契約時の支払用為替レート(ドル→円)で円換算した保険金額等より減少します。さらに、ご契約時の一時払保険料(円)を下回り、損失が生じるおそれがあります。

一般的な為替リスクの例

米ドル購入時

米ドル購入時の為替レート
1米ドル = 100円の場合



米ドル売却時

米ドル売却時の為替レート
1米ドル = 130円の場合



円安

海外の通貨に対して、
日本円の価値が
下がることです。

米ドル購入時より
300万円増加

米ドル売却時の為替レート
1米ドル = 70円の場合



円高

海外の通貨に対して、
日本円の価値が
上がることです。

米ドル購入時より
300万円減少

損失が生じる
おそれがあります

この保険における当社所定の **入金用・支払用為替レート** (注1) には、あらかじめ為替手数料が含まれているため、外国為替相場に変動がない場合でも、円でのお受取額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。

詳しくは P.30



(注1) 入金用為替レート(円→ドル)は、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり 定款・約款」では、「米ドルへの換算における当社所定の為替レート」と表記しています。

この保険は、為替レート、解約時の市場金利の変動やお客さまにご負担いただく諸費用により、損失が生じるおそれがあります。

詳しくは P.29-30

金利変動 リスク

市場価格調整

対象

解約返戻金

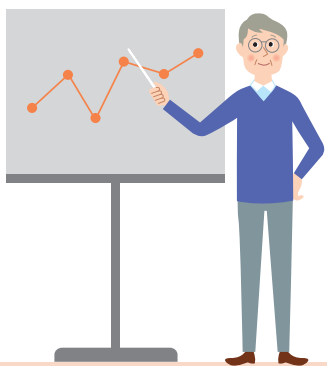
リスクを負う方

ご契約者

動画でチェック!

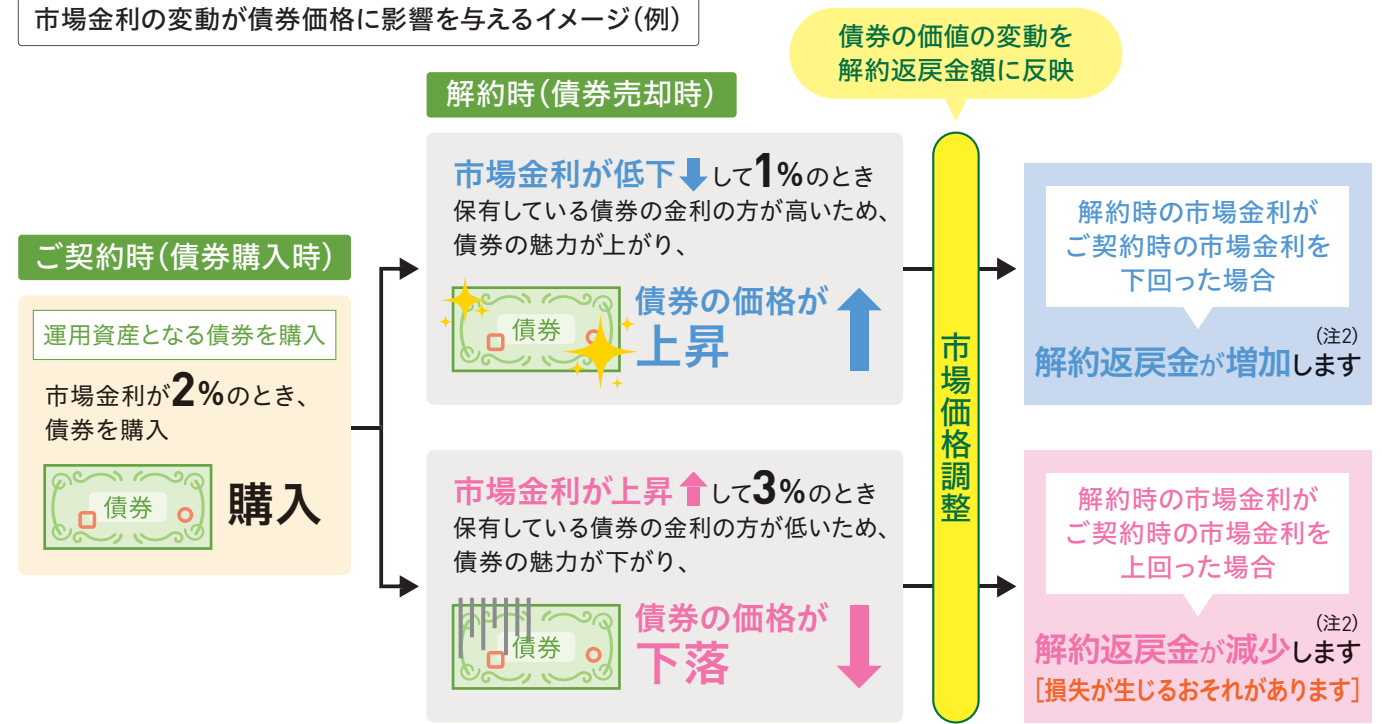


金利変動リスク
について
ご確認ください



この保険は、**積立金**を米ドル建ての固定金利の債券等で運用していますが、市場金利の情勢に応じて債券の売却価格は変動します。この債券の価値の変動を解約返戻金額に反映させる**市場価格調整**を、この保険では適用します。具体的には、解約の際の市場金利がご契約時と比較して低下した場合には、解約返戻金額は増加することがあります。一方、市場金利が上昇した場合には解約返戻金額が減少することがあります。そのため、**解約返戻金額が基本保険金額を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

市場金利の変動が債券価格に影響を与えるイメージ(例)



(注2) 具体的にはご提案書をご確認ください。

この保険には**市場価格調整の非適用期間**があります

詳しくは P.12

ご加入前だけでなく、ご加入後も、MYリンクコーディネーターが、 ショルダー トゥ ショルダー お客さまに寄り添った「Shoulder to Shoulder」のアフターフォローを

ご加入前

情報提供やお手続き等を行ないます

資産形成に関する
情報提供


お客さまにあった
コンサルティング

商品内容のご説明

お申込手続き

ご加入後

毎年のご契約内容の確認・各種お手続きのご案内などを行ないます

解約のお手続きは、当社所定の  支払用為替レート(ドル→円)で即時にお手続きを完了させるため、MYほけんページまたはお電話で承っております。そのため、MYリンクコーディネーターが書類をお預かりするお手続きは取扱いしておりません。ご了承ください。



定期点検

「気付かなかった」ということがないように、毎年、ご契約内容を点検します

ご契約内容のご説明・ご確認

保険金等のご請求有無のご確認



お手続き
サポート

各種のお手続きを完了までサポートします

死亡保険金のご請求

ご住所・お受取人さまの変更

困ったときも

安心の制度・体制で、お客さまのお手続きをサポートします

契約者手続サポート制度

ご契約者のご契約に関するお手続きの意思表示が困難な場合などに、あらかじめ指定された方による所定のお手続きが可能となります。

※保険契約者代理特約の付加が必要です

事務サービス・コンシェルジュ

事務サービスに関する専門知識を有する「事務サービス・コンシェルジュ」が、MYリンクコーディネーターとともにきめ細かなアフターフォローをご提供します。

※これらのサービス・取扱条件は、2026年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。

ご契約者が法人の場合、MYほけんページ、および、コミュニケーションセンターにおける解約のお手続きは対象外であるため、即時の解約手続きができません。なお、ご契約者が法人の場合における解約のお手続きには、法人の手続き担当者(代表者)の本人確認書類(写し)の提出が必要です。

ご提供します

明治安田の
Shoulder to Shoulder
—— お客さまに寄り添う ——

「Shoulder to Shoulder」に込めた私たちの想い

お客さまとの絆を紡ぎ、お客さまの豊かな人生や生活の質の向上を実現するためにいつもお客さまを想い、同じ方向をむいて、そっと寄り添い続けます

各種お手続きでご不明点がございましたら、お気軽にMYリンクコーディネーターまでお問い合わせください。

ご要望にあわせて

WEBサイトやお電話でもお申し出を受け付けています

お客さま専用サイト



当社のお客さま専用サイトに
ご登録いただくと、ご契約内容の照会や
一部のお手続き、書類のご請求ができます。



ご契約内容の
照会



住所等の
登録・変更



各種書類の
ご請求



解約

電話

コミュニケーションセンターにて、
支払用為替レート(ドル→円)の
ご照会や各種お手続きを
受け付けています。

外貨建保険のお問い合わせ窓口



携帯OK

ようこそ ハロー
0120-453-860

月曜～金曜 …… 9:00～18:00 (いずれも祝日・
土曜 …… 9:00～17:00 (年末年始を除く)



ご契約内容の
照会



住所等の
登録・変更



各種書類の
ご請求



解約



減額

MYほけんページでは、円貨でのお受け取りによる解約のお手続きが即時にできます

〈当日の支払用為替レート(ドル→円)でのお手続き可能時間〉

月曜～金曜 …… 10:30頃(注1)～23:00(祝日・年末年始を除く)

ご準備いただくもの

- MYほけんページID※1
または保険証券番号
- ログインパスワード※1

必要な事前登録

- 送金口座
- ワンタイム
パスワード受信用の
携帯電話番号

※1 MYほけんページID、
ログインパスワードをお
忘れの場合は、MYほ
けんページのログイン
画面からIDの再発行、
ログインパスワードの
再登録をしてください。

コミュニケーションセンターでは、円貨でのお受け取りによる解約のお手続きが即時にできます(注2)

〈当日の支払用為替レート(ドル→円)でのお手続き可能時間〉

月曜～金曜 …… 10:30頃(注1)～18:00(祝日・年末年始を除く)

ご準備いただくもの

- 【携帯電話番号登録済みの場合】※2
- 保険証券番号
- 【携帯電話番号登録をしていない場合】※3
- 保険証券番号
- 本人確認用の暗証番号(4桁)※4

必要な事前登録

- 送金口座
- 携帯電話番号
または本人確認
用の暗証番号
(4桁)

※2 登録済みの携帯電話からお電話ください。
※3 MYほけんページIDが無効の場合は、お
手続きできません。
※4 暗証番号をお忘れの場合は、当社ホー
ムページのMYほけんページ「新規登
録」から、MYほけんページIDを再発行
のうえ、暗証番号を再登録してください。

(注1) 当日の支払用為替レート(ドル→円)が反映した後にお手続きが可能となるため、お手続きの開始時刻が変更になる場合があります。

(注2) 外貨でのお受け取りによる解約、減額のお手続きは、お客さまからのお申し出受付後、書類でのお手続きとなります。

生命保険の特徴についてご確認ください

生命保険は万一のときの保障をご準備いただくためのものですが、

終身保険や養老保険など保険種類によっては資産形成の機能を備えている貯蓄型保険もあります。

貯蓄型保険は、市場リスクの有無に応じて以下のとおり分類されます。十分にご理解いただいたうえで、ご加入を検討ください。

貯蓄型保険

終身保険や養老保険などの
資産形成の機能がある保険

市場リスクがない保険

- ご契約時に、一定期間の保険金・解約返戻金等のお受取額が確定している保険。
- 一定期間をかけてお受取額を着実に増やすことができます。

市場リスクがある保険

- ご契約時に、市場リスクにより保険金・解約返戻金等のお受取額が確定していない保険。
- お受取額が増えることもあれば、減ることもあります。

「市場リスク」とは、為替、金利、株価等の変動により、保険金・解約返戻金等が増減することをいいます。変額保険や外貨建保険といった保険種類に応じて以下のリスクがあります。

為替リスク

詳しくは P.15

金利変動リスク

詳しくは P.16

価格変動リスク

株式・債券等の運用実績が保険金額や積立金額・将来の年金額などの増減につながるため、株価や債券価格の下落により、積立金額、解約返戻金額は既払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

⚠ この保険は、「**為替リスク**・**金利変動リスク**がある保険」です。商品のしくみとリスクをご理解のうえ、お申し込みください。

お申込みの際はご家族同席をお願いします

70歳以上のお客さまにはお申込み時に**ご家族同席**のもと、より丁寧に商品の内容をご説明させていただきます。

ご契約内容とリスクについて、ご家族と一緒にご確認いただくことで、より安心・納得のうえでお申し込みいただけます。

- 契約時のご年齢が70歳以上の場合、お申込み時からご家族にも契約内容を知っておいていただくため、ご家族同席での申込手続きをお願いしております。
- また、申込手続きにご家族が同席できない場合は、当社からご家族に直接、契約内容を説明しております。ご家族への説明ができない場合は、当社担当者までお問い合わせください。
- 下記の「ご家族同席での申込手続きの流れ」に沿って、ご対応をお願いいたします。

ご家族同席での申込手続きの流れ

① 申込手続き日の日程調整

同席のご家族と申込手続き日の日程調整をお願いします。
同席のご家族は70歳未満のご家族をおすすめします。

※成人されているご家族にご同席をお願いします。

※申込手続きにご家族が同席できない場合、当社からご家族に直接、ご契約内容をご説明いたします。

② 同席方法の選択

同席のご家族のご都合にあわせて、対面
とオンライン面談からお選びください。

③ 担当者への連絡

同席のご家族について、以下を担当者にお知らせください。

お名前 **ご契約者との続柄** **連絡先**

ご希望の申込手続き日 **同席方法(対面・オンライン面談)**

※ご家族の情報を当社に提供することについて、
ご本人にご了解をいただいたうえで、お知らせください。

お問い合わせ窓口

申込手続きについてご不明な点が
ございましたら、担当者または右記
お問い合わせ窓口にお電話ください。

ご高齢のお客さま専用のお問い合わせ窓口

 **0120-809-127**

月曜～金曜……9:00～18:00 土曜……9:00～17:00
(いずれも祝日・年末年始を除く)

専任の担当者が
お問い合わせに対して
ゆっくり丁寧に対応いたします。

契約概要

📄マークの用語については、P.37-38の「用語ガイド」をご覧ください。

- 「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。
- 「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等の詳細については、「ご契約のしおり 定款・約款」、主な保険用語の説明等については、本書面P.37-38に記載しておりますのでご確認ください。

1 引受保険会社の名称と住所等

名 称 明治安田生命保険相互会社
住 所 本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
連絡先 TEL 03-3283-8111(代表)
ホームページアドレス <https://www.meijiyasuda.co.jp/>

2 商品の特徴としくみ

●保険商品の名称（正式名称）

5年ごと配当付利率変動型一時払終身保険(指定通貨建)

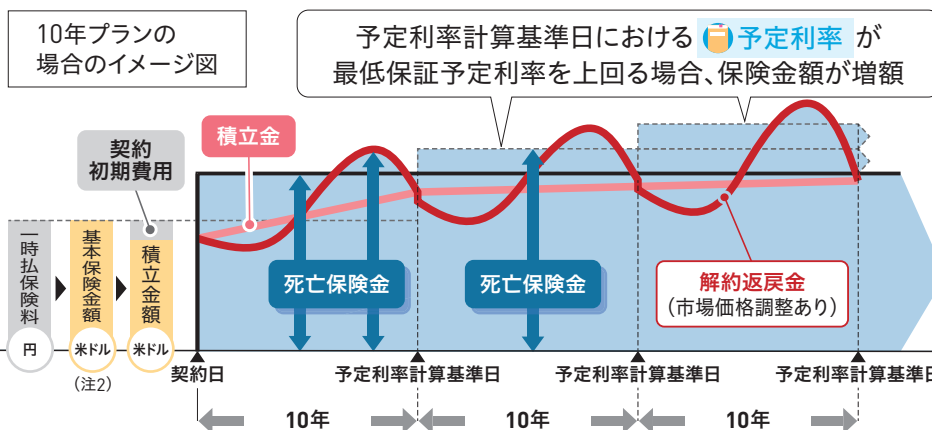
●商品の特徴としくみ

- この保険は、ご契約時から📄基本保険金額を上回る一生涯の死亡保障をご準備いただける、米ドル建ての一時払終身保険です。
- 一時払保険料は円でお支払いいただきます。
- 死亡した場合には死亡保険金をお支払いします。
- 保険金などのお受取りは米ドルまたは円のいずれかを選択できます。
- 市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を解約または減額などの際の返戻金額に反映させる市場価格調整を行いません。このため、解約または減額などの際の市場金利に応じて返戻金額は増減します。

- この保険はご契約時に、次のプラン(📄予定利率計算基準日)からいずれかをお選びいただけます^(注1)。ご契約後、プランを変更することはできません。

(注1) 市場金利情勢等によっては、お取扱いが変更となる場合があります。

	予定利率計算基準日
10年プラン	📄契約日から10年ごとの年単位の契約応当日
30年プラン	契約日から30年ごとの年単位の契約応当日



(注2) 📄基本保険金額は、一時払保険料(円)を当社が受領した日の当社所定の為替レートにより米ドルに換算した金額です。

⚠️ この保険の「為替リスク」、「金利変動リスク」、「お客さまにご負担いただく諸費用」についてはP.29-30をご確認ください。

3 保障内容

● 死亡保険金のお支払事由

お支払いする場合(支払事由)	お支払額	受取人
被保険者が、 責任開始時以後に 死亡したとき	次のいずれか大きい金額 ・基本保険金額に基づき 計算される金額 (注1)(注2) ・被保険者が死亡した日 における返戻金額	死亡保険金 受取人

(注1) 契約日に、指定通貨(米ドル)、 予定利率、被保険者の年齢および性別に応じ当社が定めます。

(注2) 予定利率計算基準日における予定利率が最低保証予定利率(0.25%)を上回る場合は、「基本保険金額に基づき計算される金額」を「予定利率計算基準日における予定利率に基づき算出される金額」に増額します。ただし、「最後の予定利率計算基準日」を過ぎると、予定利率を更新しないため、死亡保険金額は増加しません。


- 死亡保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。
- 両眼失明などの高度障害状態になられた場合にお支払いする高度障害保険金はありません。

● 保険金をお支払いできない場合


- P.32の「4. 保険金をお支払いできない場合」をご覧ください。

● 特約


円入金特約

-  一時払保険料相当額 を円でお払い込みいただくための特約で、ご契約のお申込時に必ず付加いただきます(注3)。なお、追加の保険料は必要ありません。
- 円で払い込まれた一時払保険料相当額を米ドルに換算した金額を、基本保険金額とします。基本保険金額は、当社よりお送りする「ご契約締結内容通知書」でご確認ください。
- 米ドルへの換算にあたっては、当社所定の為替レート(注4)を適用します。

米ドルへの換算における当社所定の為替レート

為替レート適用日	適用為替レート
当社が円により払い込まれた一時払保険料相当額を受領した日(受領日)(注5)(注6)	 TTM + 25銭

(注3) この特約の解約はできません。

(注4) 当社所定の為替レートは、為替レート適用日における当社指定の金融機関が公示する  TTS を上回ることはありません。1日のうちに公示値の変更があった場合には、その日の最初の公示値を参照します。

(注5) 受領日は、当社が指定する金融機関口座に着金した日となります。このため、一時払保険料相当額のお払込日と受領日が異なる等の事情により当社所定の為替レートが変動し、基本保険金額が一時払保険料相当額のお払込日に試算した金額と相違することがあります。

(注6) その日が当社または当社が指定する金融機関の休業日の場合は、その直後の営業日とします。


円支払特約

- ご請求の際にお申し出いただくことによって、保険金などを円でお受け取りいただくための特約で、ご契約のお申込時に必ず付加いただきます^(注7)。なお、追加の保険料は必要ありません。
- 円への換算にあたっては、当社所定の為替レート^(注8)を適用します。

円への換算における当社所定の為替レート

項目	為替レート適用日	適用為替レート ^(注9)
死亡保険金	請求書類が当社に到達した日 ^(注10)	TTM-25銭
返戻金	請求書類が当社に到達した日 ^(注10) ^(注11)	

(注7)この特約の解約はできません。

(注8)当社所定の為替レートは、為替レート適用日における当社指定の金融機関が公示するを下回ることはありません。1日のうちに公示値の変更があった場合には、その日の最初の公示値を参照します。

(注9)当社所定の為替レートの算出式(TTM-25銭)は将来変更される可能性があります。

(注10)その日が当社または当社が指定する金融機関の休業日の場合は、その直後の営業日とします。

(注11)当社ホームページやお電話にてお手続きが完了した場合は、そのお手続きが完了した日とします。

保険契約者代理特約(契約者手続サポート制度)

- ご契約者が、ご契約に関するお手続きをする意思表示が困難な場合などに、あらかじめ指定された保険契約者代理人^(注12)が、ご契約者に代わって所定のお手続きを行なうことができます。

所定のお手続き

- 住所変更、保険金額の減額、解約などの、ご契約者が行なうご契約に関するお手続きが対象となります。ただし、次のお手続きは対象外です。

- ご契約者の変更手続き^(注13)
- 保険契約者代理人の変更手続き
- 保険金等の受取人の変更手続き
- ご契約者と被保険者が同一人である場合の、被保険者の同意を要する手続き

(注12)保険契約者代理人の範囲等の詳細については、「ご契約のしおり 定款・約款」をご確認ください。

(注13)被保険者と保険契約者代理人が異なる場合の、被保険者を新たなご契約者とする変更手続きは、代理可能な手続きです。

- ご契約者は、保険契約者代理人に対し、「ご契約の内容」および「ご契約者に代わってお手続きができること」を必ずお知らせください。
- ご契約者が法人のご契約の場合は、保険契約者代理特約を付加することはできません。また、ご契約者を法人に変更された場合には、保険契約者代理特約は消滅します。

● 予定利率

- 保険金などを算出する際に基準となる利率であり、📦積立金に適用されます。積立金額は、契約初期費用・保険契約関係費用を差し引いた後の金額のため、一時払保険料や積立金が📦予定利率でそのまま複利運用されるものではありません。また、📦実質的な利回りとは異なります。

契約日に設定される 予定利率	<ul style="list-style-type: none"> ● 米国債の金利等をふまえ、毎月2回(1日と16日)、当社が設定します。 ● 契約日に設定された予定利率を、直後に到来する📦予定利率計算基準日の前日まで適用します。
予定利率計算基準日に 設定される予定利率	<ul style="list-style-type: none"> ● 予定利率計算基準日(注14)に設定された予定利率を、その日から直後に到来する予定利率計算基準日の前日まで適用します(注15)。 ● 直後に到来する予定利率計算基準日がない場合は、「最後の予定利率計算基準日」に設定された予定利率を、その日以後の期間、適用します。 ● 予定利率は、最低保証予定利率(0.25%)を下回りません。

(注14) 予定利率計算基準日における被保険者の年齢が以下となる時、その日を「最後の予定利率計算基準日」とし、その日より後は死亡保険金額は増加しません。

- 10年プランの場合: 101歳以上
- 30年プランの場合: 81歳以上

(注15) 予定利率計算基準日に設定される予定利率については、当社ホームページ(裏表紙参照)でご確認ください。

4 お申込みに際して

● 為替リスク

- この保険には「為替リスク」があり、**為替レートの変動により損失が生じるおそれがあります。**「為替リスク」についてはP.29をご覧ください。

● 金利変動リスク

- この保険には「金利変動リスク」があり、**解約時の市場金利の変動により損失が生じるおそれがあります。**「金利変動リスク」についてはP.30をご覧ください。

● 主なお取扱い

指定通貨	米ドル	
保険料の払込方法	一時払い(円でのお払込みのみ)	
一時払 保険料 (注1)	最低保険料	100万円
	最高保険料	被保険者の年齢によって以下のとおり 0歳～満15歳: 契約日における死亡保険金1,000万円 相当額(注2)に対応する保険料 満16歳～満17歳: 契約日における死亡保険金5,000万円 相当額(注2)に対応する保険料 満18歳～満90歳: 契約日における死亡保険金5億円 相当額(注2)に対応する保険料
	取扱単位	10万円

保険期間	終身	
👉 予定利率 計算基準日	10年プラン	契約日から10年ごとの年単位の契約応当日
	30年プラン	契約日から30年ごとの年単位の契約応当日
契約年齢 範囲	10年プラン	ご契約者: 満18歳～満90歳 被保険者: 0歳～満90歳
	30年プラン	ご契約者: 満18歳～満80歳 被保険者: 0歳～満80歳
告知・診査方法	告知書扱い・報状扱い	
👉 基本保険金額 の増額・減額	増額	お取り扱いしていません
	減額	減額後の最低基本保険金額: 10,000米ドル (1,000米ドル単位) ※この場合、死亡保険金額は基本保険金額の減額割合に 応じて減額されます。
契約者貸付	お取り扱いしていません	
すえ置	お取り扱いしていません	
プランの変更	お取り扱いしていません	

法人契約	お取り扱いしております ※従業員を被保険者とするご契約はお取り扱いして おりません。
------	--

(注1) 同一被保険者がすでに当社の商品にご加入済みの場合は、ご加入いただけないことがあります。

(注2) 円により払い込まれた一時払保険料に基づき計算される金額

- 市場金利情勢等によっては、お取扱いが変更となる場合があります。
- ご契約の具体的な内容については、契約成立後に当社よりお送りする「ご契約締結内容通知書」でご確認ください。

● 年齢の計算

- 契約日における被保険者・ご契約者の年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。また、保険契約締結後の被保険者・ご契約者の年齢は、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

5 配当金




- 配当金は決算により剰余金が生じた場合、ご契約者に公平に分配され、ご契約後6年目から5年ごとの契約応当日に円でお支払いします(自動積立)。ただし、決算実績によっては、配当金をお支払いできない場合もあります。
- 上記の配当金とは別に、特別配当をお支払いすることがあります。
- 配当金は当社所定の利率^(注1)で円で積み立てておき、ご契約者から請求があったとき、または、保険金・解約返戻金をお支払いするときなどにあわせて円でお支払いします。

(注1)この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。適用される利率については当社ホームページ(裏表紙参照)でご確認ください。


6 解約返戻金と市場価格調整

- 保険期間中はいつでもご契約を解約して返戻金を受け取ることができます。なお、解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 返戻金額の計算にあたっては、市場価格調整を行いません。

●市場価格調整

- 市場価格調整とは、市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を返戻金額に反映させる手法をいいます。このため、解約または減額などの際の市場金利に応じて返戻金額が増減します。
- 具体的には、解約または減額などの際の市場金利がご契約時と比較して上昇した場合には、返戻金額は減少することがあり、逆に、低下した場合には返戻金額が増加することがあります。従って市場金利の変動によっては、返戻金額が  **基本保険金額** を下回り、**損失が生じるおそれがあります。**
-  **予定利率計算基準日** の直前の1ヵ月間は市場価格調整率がゼロとなるため、返戻金額は  **積立金額** と同額になります。
- 「最後の予定利率計算基準日」以後は、市場価格調整を行いません。従って、返戻金額は積立金額と同額となります。


返戻金の例

契約例	被保険者の契約年齢:60歳 性別:男性 適用されている  予定利率 :4.00% 計算日に定める利率(下表のとおり) 指定通貨:米ドル プラン:10年プラン 基本保険金額:100,000米ドル
-----	---

経過 年数 (年)	返戻金額(米ドル)					
	計算日に 定める利率7.00% (3.0%上昇)		計算日に 定める利率4.00% (±0%)		計算日に 定める利率1.00% (3.0%低下)	
	返戻率(%)	返戻率(%)	返戻率(%)	返戻率(%)	返戻率(%)	
1	76,336	76.3	98,577	98.5	128,255	128.2
3	86,867	86.8	105,981	105.9	130,055	130.0
5	98,904	98.9	114,000	114.0	131,948	131.9
7	112,700	112.7	122,727	122.7	133,980	133.9
10	137,398	137.3	137,398	137.3	137,398	137.3

※返戻金額は、計算日に定める利率と、適用されている予定利率との変動幅が+3.0%、±0%、-3.0%の場合において、計算日に定める利率に0.1%を加算した市場価格調整を適用して1ドル未満を切り捨てて表示しています。

※返戻率は、「返戻金額÷基本保険金額×100」の値を小数第2位以下を切り捨てて表示しています。

※経過年数は、 契約日 から各年の契約応当日の前日までの年数を表示しています。

上記の数値は計算例です。具体的な数値は「ご提案書」にてご確認ください。

●返戻金の計算方法

- 返戻金額はプランごとに次のとおりとなります。

プラン:10年プランの場合

- 計算日^(注1)における積立金の額×(1-市場価格調整率)
- 市場価格調整率は、次の算式により計算されます。

$$1 - \left(\frac{1 + \text{適用されている予定利率(注2)}}{1 + \text{計算日に定める利率(注3)} + \text{計算日における当社が定める率(注4)}} \right)^{\text{残存月数(注5)} / 12}$$

プラン:30年プランの場合

- 計算日^(注1)における積立金の額×(1-市場価格調整率)
- 市場価格調整率は、次の算式により計算されます。

$$1 - \left(\frac{1 + \text{適用されている予定利率(注2)}}{1 + \text{計算日に定める利率(注3)} + \text{計算日における当社が定める率(注4)}} \right)^{\text{調整後残存月数(注6)} / 12}$$

(注1) 所定の書類が当社に到達した日、または、当社の定める方法により解約手続きが完了した日をいいます。

(注2) 計算日にこの保険契約に適用されている予定利率とします。

(注3) 指定通貨および  予定利率計算基準日 に応じて、計算日に当社が定める利率とします。

(注4) 返戻金額の計算に用いる利率を設定する時期と計算日の間に生じる金利変動や、運用資産の売却に係る取引費用等に備えるため、返戻金額を計算する際の市場価格調整において0.1%を上限として当社が定めた率(2026年4月時点では0.1%としています。なお、この率は将来変更される場合があります)

を設定しています。

このため、契約時の市場金利と計算日の市場金利が同一であっても、計算日の積立金に対して所定の率が控除されます。

計算日における積立金額に対して控除される割合(控除率)の例

【適用されている予定利率:4.00% 計算日に定める利率:4.00%
計算日における当社が定める率:0.10%の場合】

プラン:10年プランの場合

残存年数	10年	9年	8年	7年	6年	5年
控除率	0.96%	0.87%	0.77%	0.68%	0.58%	0.48%
残存年数	4年	3年	2年	1年	0年	
控除率	0.39%	0.29%	0.20%	0.10%	0.00%	

【適用されている予定利率:4.00% 計算日に定める利率:4.00%
計算日における当社が定める率:0.10%の場合】

プラン:30年プランの場合

残存年数	30年	29年	28年	27年	26年	25年
控除率	2.29%	2.21%	2.13%	2.06%	1.98%	1.91%
残存年数	24年	23年	22年	21年	20年	19年
控除率	1.83%	1.76%	1.68%	1.61%	1.53%	1.46%
残存年数	18年	17年	16年	15年	14年	13年
控除率	1.38%	1.30%	1.23%	1.15%	1.08%	1.00%
残存年数	12年	11年	10年	9年	8年	7年
控除率	0.92%	0.85%	0.77%	0.69%	0.62%	0.54%

残存年数	6年	5年	4年	3年	2年	1年
控除率	0.47%	0.39%	0.31%	0.24%	0.16%	0.08%

残存年数	0年
控除率	0.00%

※残存年数は次回の予定利率計算基準日までの年数を表示しています。
※控除率は契約日時点および契約応当日前日時点における控除率を、それぞれ小数第3位以下を切り上げて表示しています。

(注5) 計算日から起算して、直後に到来する予定利率計算基準日の前日までの月数をいい、1ヵ月未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

(注6) 次の算式により計算されたものをいいます。なお、「残存月数」とは、計算日から起算して、直後に到来する予定利率計算基準日の前日までの月数をいい、1ヵ月未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

$$\begin{array}{|l|} \hline \text{調整後残存月数} \\ \hline \text{残存月数} \times 0.8 \\ \hline \end{array}$$

7 お客さまにご負担いただく諸費用

- この保険にかかる費用は「保険契約にかかる費用(契約初期費用、保険契約関係費用)」、「外貨の取扱いにかかる費用」の合計額となります。
- P.30の「お客さまにご負担いただく諸費用」をご覧ください。

注意喚起情報

マークの用語については、P.37-38の「用語ガイド」をご覧ください。

- 「注意喚起情報」は、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項や不利益となる事項を記載しています。
 - 特に、リスク・諸費用の説明や主な免責事由等、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分については、あらかじめご了承のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
 - この「注意喚起情報」のほか、ご契約の内容に関する詳細は、「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。
- 記載事項について、お客さまご自身でお読みいただくことが重要です。
 - 主な免責事由など、お客さまにとって特に不利益となる情報が記載された部分は、必ずお客さまご自身でご一読ください。
 - 特に、乗換の場合は、お客さまに不利益となることがあります。

⚠ 為替リスク

- この保険は米ドル建ての商品のため、為替リスクがあります。
- この保険における為替リスクとは、為替レートの変動によって、米ドルを円換算したときの価値が変動することにより、差損（差益）が生じることをいいます。
- 為替レートは日々変動しているため、保険金や返戻金等をお支払いする際の当社所定の為替レートで円換算した保険金額や返戻金額等が、ご契約時の当社所定の為替レートで円換算した保険金額や返戻金額等を下回るおそれがあります。さらに、保険金や返戻金などのお受取合計額がご契約時の一時払保険料（円）を下回り、**損失が生じるおそれもあります。**
- この保険における為替リスクは、ご契約者または死亡保険金受取人が負います。
- 一般的な為替リスクの例はP.15をご確認ください。


この保険における為替リスクの例

- 一時払保険料として1,000万円をお払込み
- ご契約時の当社所定の為替レート：1米ドル＝100円
- 死亡時の死亡保険金額が11万米ドルの場合

死亡保険金請求時の 当社所定の為替レート	1米ドル＝70円 (加入時よりも円高)	1米ドル＝130円 (加入時よりも円安)
死亡保険金の円換算額	11万米ドル ＝770万円	11万米ドル ＝1,430万円
一時払保険料(1,000万円) との差額	-230万円	+430万円
ご契約時の当社所定の為 替レート(1米ドル＝100 円)で計算した死亡保険金 額(11万米ドル＝1,100万 円)との差額	-330万円	+330万円

※税金等を考慮せず計算した金額であり、実際にお受け取りいただく金額とは相違する場合があります。

⚠️ 金利変動リスク(市場価格調整)


- この保険は、返戻金額の算出にあたり、市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を返戻金額に反映させる市場価格調整を適用します。このため、返戻金額が  **基本保険金額** を下回り、**損失が生じるおそれがあります。**
- 市場価格調整についてはP.26をご確認ください。

⚠️ お客さまにご負担いただく諸費用

● 保険契約にかかる費用

- 保険契約にかかる費用は、以下の「契約初期費用」、「保険契約関係費用」の合計額となります(解約時に別途控除する費用はありません)。

契約初期費用

ご契約の締結にかかる費用	基本保険金額に対して4.000%を上限とする率を乗じた額を契約時に控除します。契約初期費用率は、  予定利率 によって異なるため、すべてを表示してはおりません。
--------------	--

保険契約関係費用

- ご契約後、以下の費用を  **積立金** から毎年控除します。

ご契約の維持・管理等に必要な費用	被保険者の契約年齢、性別およびご契約後の経過期間等により異なるため、表示していません。
死亡保険金にかかる費用	

- これらの費用は、一時払保険料以外に別途お支払いいただく必要はありません。
- 死亡保険金・返戻金などの金額は、すでにこれらの費用が差し引かれた後の金額です。

● 外貨の取扱いにかかる費用

為替手数料

- 円入金特約・円支払特約を適用する場合は、当社所定の為替レートを適用します。この為替レートには、為替手数料があらかじめ含まれています。

当社所定の為替レート	適用為替レート
円入金特約における為替レート	 TTM + 25銭
円支払特約における為替レート	TTM - 25銭(注1)

(注1)当社所定の為替レートの算出式(TTM-25銭)は将来変更される可能性があります。

- お払込時にかかる為替手数料は、あらかじめ円入金特約における為替レートに含まれているため、一時払保険料以外に別途お支払いいただく必要はありません。
- 保険金などを円でお受け取りいただく際にかかる為替手数料は、あらかじめ円支払特約における為替レートに含まれています。お受け取りいただく金額は、この手数料が差し引かれた後の金額です。

口座引出手数料等

- 保険金などを米ドルでお受け取りいただく際、米ドルを受け取る口座をご準備いただく必要があります。そのために口座開設手数料がかかる場合があります。また、口座着金・引出にかかる手数料等が必要となる場合があります。
- 手数料等の金額、口座開設のお取扱いは、金融機関によって異なります。詳細は、金融機関にお問い合わせください。
- 口座引出手数料等については、お客さまに別途ご負担いただく費用となります。

1 保険契約のお申込みの撤回または解除 (クーリング・オフ制度)

- 申込日または、本書面を受け取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて**8日以内**(土・日・祝日、年末年始の休日を含みます)であれば、書面または電磁的記録^(注1)によりお申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「お申込みの撤回等」といいます)をすることができます。この場合には、お払い込みいただいた金額を円でお返しいたします。

(注1) 電磁的記録によるお申し出の主たる窓口として、当社ホームページ(裏表紙参照)の専用申出フォーム(以下、「専用申出フォーム」といいます)からお申し出いただく方法を設定しております。

- お払い込みいただいた金額をお返すするまでには、お申込内容の確認等のために時間を要する場合があります。また、すでに「ご契約締結内容通知書」を発送している場合があります。
- お申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)または専用申出フォームによるお申し出時に効力を生じます。書面によるお申込みの撤回等の場合は、郵便により当社の支社または本社あて、上記期限内に発信してください。
- 書面には、お申込みの撤回等をする旨の意思を明記し、ご契約者の氏名・住所・電話番号(お申込内容と同一)・保険種類・申込日および一時払保険料などを記載してください。
- 書面は、個人情報保護の観点から、封書によるお申し出をおすすめします。
- 債務履行の担保のための保険契約であるときや、法人をご契約者とする保険契約であるときは、お申込みの撤回等はできません。

2 健康状態や職業などの告知

● 告知の義務

- ご契約者や被保険者には健康状態や職業などについて告知をしていただく義務があります。
- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。従って、はじめから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件に契約されると、保険料負担の公平性が保たれません。
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障害状態、職業など当社がおたずねする告知項目について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせください。
- 告知受領権は生命保険会社が有しています。生命保険募集人(代理店を含みます)には告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

●告知の内容

- 告知していただいた内容が事実と相違する場合には、ご契約が解除されたり、または取消しとなって、保険金をお支払いできないことがあります。
- 告知いただくことについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
- 上記のご契約を解除させていただく場合以外にも、ご契約の締結状況等により、保険金をお支払いできないことがあります。
 - 告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金をお支払いできないことがあります。
 - この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなることがあります。また、すでにお払い込みいただいた保険料は払い戻しません。
- 告知にあたり、生命保険募集人(代理店を含みます)が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社にご契約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社にご契約を解除することができます。
- 当社の確認担当職員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後、ご契約のお申込内容などについて確認させていただく場合があります。

3 保障の開始

- お申し込みいただいたご契約を当社が承諾した場合には、告知と一時払保険料相当額を受け取った時のいずれか遅い時から、ご契約上の保障が開始されます。
- 生命保険募集人(代理店を含みます)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。従って、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

4 保険金をお支払いできない場合


- 次のような場合には、保険金のお支払いはできません。
 - P.22の「3. 保障内容」に記載の「お支払いする場合」に該当しない場合
 - 免責事由に該当する場合
例)・責任開始日から、3年以内における被保険者の自殺
・ご契約者または死亡保険金受取人の故意による死亡 など
 - 告知義務違反による解除の場合
 - 重大事由による解除の場合
例)・保険金を詐取する目的で事故を起こしたとき(未遂を含みます)
・ご契約者、被保険者または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき など
 - 詐欺による取消し、保険金の不法取得目的による無効の場合
- ➔冊子「保険金・給付金のご請求について」もあわせてご確認ください。

5 解約・減額と返戻金

●ご契約の解約

- この保険は、いつでもご契約を解約して返戻金をお受け取りいただくことができます。なお、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。

●基本保険金額の減額


- 当社所定の範囲内で、 **基本保険金額** はいつでも減額することができます。
- この場合、その割合に応じて返戻金を受け取ることができますが、死亡保険金額もその割合に応じて減額されます。
- 一度減額した基本保険金額をもとの金額に戻すことはできません。

●解約・減額時の返戻金

- この保険は、為替リスク、金利変動リスクやお客さまにご負担いただく諸費用により、**損失が生じるおそれがあります**。
- この保険の「為替リスク」、「金利変動リスク」、「お客さまにご負担いただく諸費用」についてはP.29-30をご確認ください。
- 返戻金額の計算方法についてはP.27-28をご覧ください。
- 解約・減額時のお手続きについては、P.36に記載のコミュニケーションセンターへご連絡ください^(注1)。

(注1) 解約のお手続きについては当社ホームページ(裏表紙参照)中の「お客さま専用サイトMYほけんページ」から行なうこともできます(お手続きには諸条件があります)。

6 現在ご契約の保険契約または特約の解約・減額を前提とした新たなご契約

- 現在ご契約の保険契約または特約を解約・減額されますと、多くの場合、返戻金はお払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの返戻金は、全くないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことになる場合があります。
- 新たなご契約では現在のご契約と比べて保険料計算に用いる **予定利率** が引き下げられる場合があります。予定利率が引き下げられた場合、現在のご契約の保険種類によっては保険料が引き上げられる場合があります。
- 現在のご契約と新たなご契約とで給付範囲(保険金の支払事由)が異なることにより、現在のご契約の保障内容が新たなご契約では保障されないことがあります。
- 一般のご契約と同様に告知義務があります。また、「新たなご契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- 詐欺による取消しの規定などについても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。
- 告知内容などによっては、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために新たなご契約が解除・取消しとなることもあります。



現在のご契約を解約・減額される時期などは、お客さまご自身でご判断ください(例えば、為替リスクや金利変動リスクなど、現在ご契約の保険契約によっては、解約・減額される時期により、損失が生じるおそれがあります)。

7 ご契約者と相互会社との関係

- 当社は相互会社であり、保険業法に基づき、意思決定機関として「総代会」を設置しています。
- 相互会社ではご契約者が「社員」^(注1)となります。社員には、社員の代表たる総代を選出する社員投票権や剰余金分配を受ける社員配当金請求権などがあります。

(注1)剰余金の分配のない保険(無配当保険)のみにご加入のご契約者は除きます。

8 生命保険の税金

●生命保険料控除

- お払い込みいただいた一時払保険料(円)は、その年の一般の生命保険料控除の対象となります(一時払いのため、当該年のみの適用となります。ご契約2年目以降は対象となりません)。
- その年にお払い込みいただいたほかの生命保険料と合算し、一定の金額が総所得金額から控除されます。

●保険金などを受け取られたときにかかる税金

- ご契約者および受取人が個人の場合で、保険金などを受け取られたときにかかる税金は次のとおりです。

死亡保険金

- ご契約者(保険料負担者)・被保険者と受取人の関係によって、下表のとおり異なります。

契約例	税の種類
ご契約者と被保険者が同一人の場合	相続税
受取人がご契約者自身の場合	所得税 ^(注1) (一時所得)・住民税
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	贈与税

(注1)所得税には復興特別所得税があわせて課税されます。

返戻金

- 返戻金をお受取りの際には、所得税^(注2)(一時所得)・住民税の課税対象となります。

(注2)所得税には復興特別所得税があわせて課税されます。

●外貨建保険の税法上の取扱い

- この保険の税法上の取扱いは、円建ての生命保険契約と同じとなります。
 - 円で保険金などをお受け取りいただいた場合は、円でのお受取額がそのまま課税対象となります。
 - 米ドルで保険金などをお受け取りいただいた場合は、下表のとおり円に換算したうえで、課税対象額を算出します。
- ➔税務上の取扱いについては詳しくは、「ご契約のしおり 定款・約款」をご覧ください。


保険金・返戻金	為替レート適用日	適用為替レート(注3)
死亡保険金	被保険者が死亡した日	(相続税・贈与税の対象となる場合) 最終  TTB
		(所得税(注4)(一時所得)・住民税の対象となる場合) 最終  TTM
返戻金	所定の請求書類が当社に到達した日	最終TTM

(注3)「最終」とは、1日のうち公示値の変更があった場合、その日の最終の公示値のことです。

(注4)所得税には復興特別所得税があわせて課税されます。

●法人が保険金などを受け取られたときにかかる税金

- 円で保険金などをお受け取りいただいた場合は、円建ての生命保険と同様の経理処理となります。
- 米ドルで保険金などをお受け取りいただいた場合は、下表のとおり円に換算したうえで、課税対象額を算出します。

保険金・返戻金	為替レート適用日	適用為替レート(注5)
死亡保険金	被保険者が死亡した日	最終  TTM (注6)
返戻金	所定の請求書類が当社に到達した日	最終TTM(注6)

(注5)「最終」とは、1日のうち公示値の変更があった場合、その日の最終の公示値のことです。

(注6)継続適用を条件として最終  TTB でも認められます。



上記の税務の取扱い等については、2026年1月現在の税制に基づくものであり、今後、税制の変更に伴い取扱いが変わる場合があります。個別の取扱いについては、所轄の税務署や税理士等にご確認ください。

9 保険金額などが削減される場合

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。
- 当社は、生命保険契約者保護機構（以下、「保護機構」といいます）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

10 保険金などのご請求

- 保険金等の支払事由が生じた場合や、支払可能性があると思われる場合などには、速やかに当社（担当者、支社またはコミュニケーションセンター）にご連絡ください。
- ご契約内容によっては、複数の保険金等の支払事由に該当することがありますので、お支払いに関してご不明な点がある場合などには当社にご連絡ください。
→ 冊子「保険金・給付金のご請求について」もあわせてご確認ください。
- ご住所等を変更された場合には、当社からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、必ず当社にご連絡ください。

11 ご契約後のお手続きやご相談

- ご契約内容のご照会、各種お手続きのお申し出、ご契約に関する苦情・ご相談については、「コミュニケーションセンター」へご連絡ください。

コミュニケーションセンター
「外貨建保険のお問い合わせ窓口」

ようこそ ハロー 月曜～金曜9:00～18:00
土曜9:00～17:00
(いずれも祝日・年末年始を除く)



0120-453-860

- ご契約の商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
- （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

生命保険
相談所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル3階（生命保険協会内）

☎03-3286-2648

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

- なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

用語ガイド

基本保険金額	保険金をお支払いする場合の基準となる金額で、当社が一時払保険料(円)を受領した日における当社所定の入金用為替レート(円→ドル)により米ドルに換算した金額となります。	予定利率 計算基準日	契約日から10年ごとまたは30年ごとの年単位の契約応当日をいい、当社が予定利率を設定する日です。予定利率計算基準日における被保険者の年齢が以下となるとき、その日を「最後の予定利率計算基準日」とします。 <ul style="list-style-type: none">•10年プランの場合:101歳以上•30年プランの場合:81歳以上
予定利率	保険金などを算出する際に基準となる利率であり、積立金に適用されます。積立金額は、契約初期費用・保険契約関係費用を差し引いた後の金額のため、一時払保険料や積立金が予定利率でそのまま複利運用されるものではありません。また、実質的な利回りとは異なります。	積立金(額)	当社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金(保険料のなかから、将来の保険金などをお支払いするために必要な金額を積み立てるお金)のことをいいます。契約初期費用・保険契約関係費用を差し引いた後の金額であり、期間の経過とともに増加します。
契約日	保険契約が始まる日をいい、保険期間の起算日や年齢の計算の基準日になります。	入金用 為替レート (円→ドル)	お払い込みいただいた一時払保険料(円)を、米ドル建ての「基本保険金額」に換算する際に適用する当社所定の為替レートのことをいい、あらかじめ為替手数料が含まれています。当社指定の金融機関が公示するTTSを上回ることはありません。1日のうちにTTSの公示値の変更があった場合は、その日の最初の公示値を参照します。 (「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」 「ご契約のしおり 定款・約款」では、「米ドルへの換算における当社所定の為替レート」と表記しています。)

<p>支払用 為替レート (ドル→円)</p>	<p>米ドル建ての保険金・解約返戻金等を、円に換算し、お支払いする際に適用する当社所定の為替レートのことをいい、あらかじめ為替手数料が含まれています。なお、この為替レートは将来変更される可能性があります。当社指定の金融機関が公示するTTBを下回ることはありません。1日のうちにTTBの公示値の変更があった場合は、その日の最初の公示値を参照します。 (「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」 「ご契約のしおり 定款・約款」では、「円への換算における当社所定の為替レート」と表記しています。)</p>
<p>一時払保険料 相当額</p>	<p>保険契約のお申込みの際に契約成立前にお払い込みいただくお金のことで、保険契約が成立した場合には、一時払保険料に充当されます。</p>
<p>実質的な 利回り</p>	<p>将来の一時点における金額(返戻金額等)の基本保険金額に対する年換算利回り(複利)のことであり、予定利率とは異なります。ご契約に適用される実質的な利回りについては、「ご提案書」にてご確認ください。</p>

<p>TTM ティーティーエム (対顧客電信売相場仲値)</p>	<p>銀行が当日の東京外国為替市場を基準にして決める基準値で、TTS(対顧客電信売相場)とTTB(対顧客電信買相場)の中間の値となります。</p>
<p>TTS ティーティーエス (対顧客電信売相場)</p>	<p>お客さまが銀行等で円を外貨に交換する(外貨を購入する)ときに用いられるレートとなります。</p>
<p>TTB ティーティービー (対顧客電信買相場)</p>	<p>お客さまが銀行等で外貨を円に交換する(外貨を売却する)ときに用いられるレートとなります。</p>

「MY Web約款」について

- 「MY Web約款」では、ご契約のしおりや、約款・特約条項の全文を閲覧いただけます。
- 「MY Web約款」の閲覧方法は次のとおりです。

手順
1

当社ホームページ トップページ

- 当社ホームページから「MY Web約款」ボタンを押下してください。
- 別ウインドウが表示されます。

MY Web約款

- 閲覧に際しては、商品名と契約日が必要です。
- 商品名は「外貨建・明治安田の一時払終身保険」を選択してください。契約日は「ご契約締結内容通知書」などでご確認ください。
- 当社ホームページは明治安田で検索または以下のアドレスを入力してください。

明治安田

検索

明治安田ホームページ

<https://www.meijiyasuda.co.jp/>

手順
2

MY Web約款 トップページ

- ページ内の「契約日等から探す」または「商品名から探す」を押下してください。

【契約日等から探す】
の場合

- 契約日を選択のうえ、ご契約締結内容通知書の契約日を入力して、検索ボタンを押下してください。
- 入力した契約日に「MY Web約款」で約款等の全文を提供している商品が表示されます。
- 該当の商品名を選択してください。

【商品名から探す】
の場合

- 「MY Web約款」で約款等の全文を提供している商品が表示されます。
- 該当の商品名を選択してください。
- 約款等の改正に応じて期間が分かれていますので、契約日が含まれる期間を選択してください。

手順
3

約款等 閲覧画面

- 商品名および契約日が含まれる期間が表示されていることを確認してください。
- ご覧になる約款等を押下してください。

スマートフォン・
タブレット等
をご活用の場合

こちらの二次元コードから、「MY Web約款」の検索画面にアクセスすることができます。

※二次元コードは公開された仕様に基づき作成されるものですが、各携帯電話会社、および対応機種により若干の独自仕様等を含みます。このため、対応端末のすべてで正確に読み取れることを完全には保証できません。あらかじめご了承ください。



出典

P.1

出典
1

文部科学省「令和5年度子供の学習費調査」、文部科学省「私立大学等の令和5年度 入学者に係る学生納付金等調査結果について」「文部科学省令」、(独)日本学生支援機構「令和4年度学生生活調査結果」(大学については、大学昼間部・自宅通学者の場合で算出)

出典
2

株式会社鎌倉新書「第6回お葬式に関する全国調査(2024年)」(葬儀費用の総額(平均)118.5万円)

出典
3

(一社)全国優良石材店の会「第38回(2025)全国統一 全優石 お墓購入者アンケート調査」(お墓の建立費用の全国平均額169.5万円)

出典
4

月間生活費(4人世帯の平均値)の1年分として当社試算(4人世帯の月間生活費の平均値30.7万円(総務省「家計調査・家計収支編」(令和6年)に基づき消費支出から居住費を控除して算出)と1ヵ月あたりの家賃・間代分5.9万円(総務省「令和5年 住宅・土地統計調査」))

明治安田

ご検討いただく際には、この「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

なお、ご契約の際には、この「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり 定款・約款」を必ずご確認ください。

- ・「契約概要」はご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しています。
- ・「注意喚起情報」はご契約のお申込みに際して特にご注意ください事項などについて記載しています。
- ・「ご契約のしおり 定款・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識などについてご説明しています。

保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は外貨建終身保険です。商品のご検討に際しては、「保険種類のご案内」をあわせてご覧ください。各商品の特徴などをご確認ください。「保険種類のご案内」は、当社の担当者などにご請求ください。

引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
TEL 03-3283-8111(代表)

明治安田ホームページ

<https://www.meijiyasuda.co.jp/>



お電話によるご相談窓口

コミュニケーションセンター
「外貨建保険のお問い合わせ窓口」



ようこそ ハロー
0120-453-860

月曜～金曜9:00～18:00 土曜9:00～17:00(いずれも祝日・年末年始を除く)

コミュニケーションセンターとお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実の観点から録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。なお、当社におけるお客さまに関する情報の取扱いについては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご覧ください。

生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。なお、この商品にご契約の際は、必ず外貨建保険販売資格をもつ生命保険募集人にご相談ください。



見やすいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。

担当者